

# 法定外税の検討

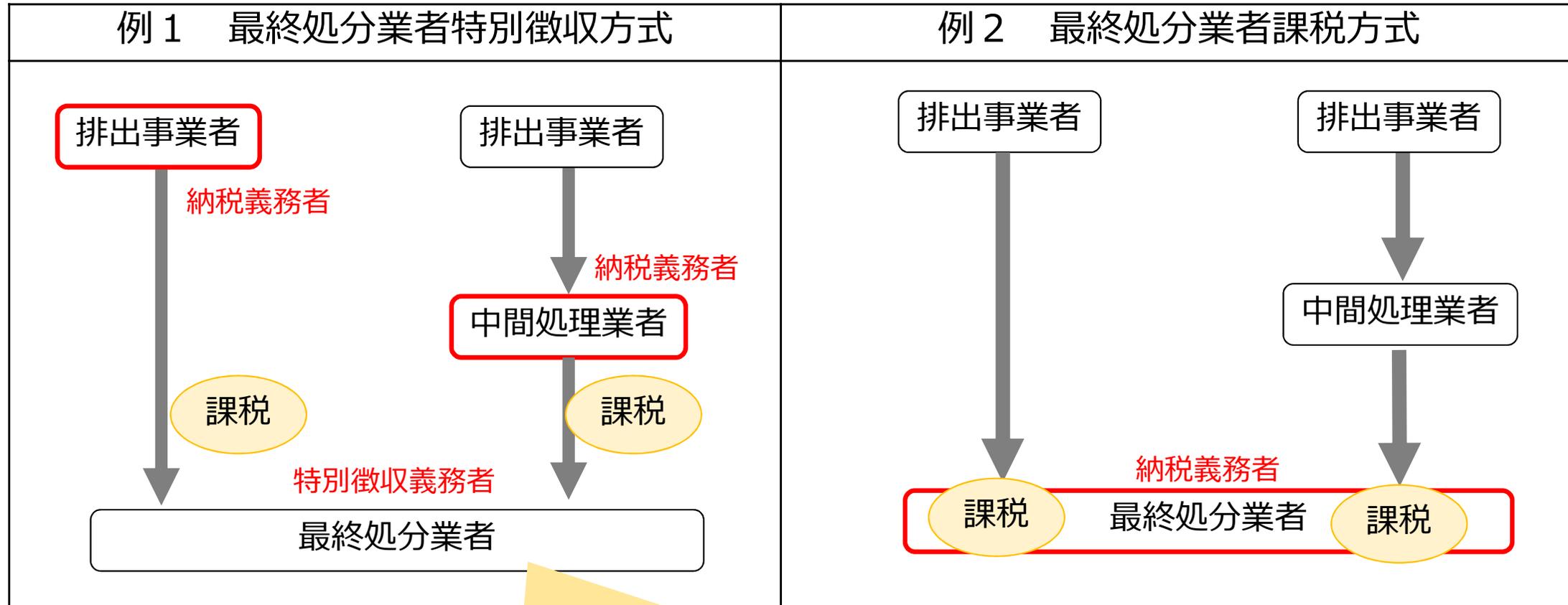
## その 1

ver2

- 全国で導入されている産業廃棄物税の主な仕組み
- 新たな法定外税のイメージ（例）
- 税区分（法定外普通税とする考え方）

# 1 全国で導入されている産業廃棄物税の主な仕組み

産廃税（産業廃棄物税）とは、排出事業者、最終処分業者等に課される**法定外目的税**のひとつで、産業廃棄物の排出量や処分量に応じて課税される。現在まで27道府県及び1政令市で導入されており、課税の有無や課税方式は自治体によって異なるが、導入している自治体では産業廃棄物の最終処分量1トンあたり1,000円の課税が標準となっている。



排出事業者に申告納付を求める方が減量化に対するインセンティブや意識付けが働きやすいが徴税事務の負担が大きいため、最終処分業者を特別徴収義務者にする仕組みが多く採用されている。

既存産廃税の用途：

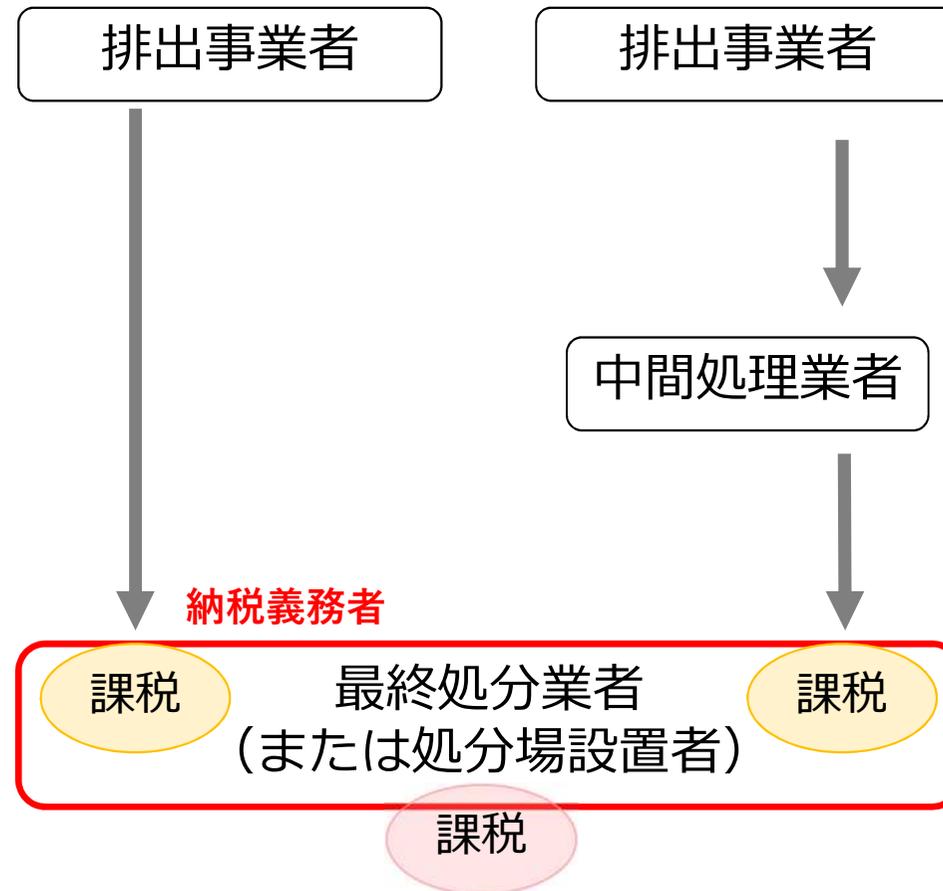
廃棄物の適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に資する事業の支援その他の環境に関する施策



監視等の行政事務に加え、排出抑制、再生利用等の減量化促進策、処理施設の整備促進や運営の円滑化など様々な施策の充実強化が求められている。

## 2 新たな法定外税のイメージ（例）

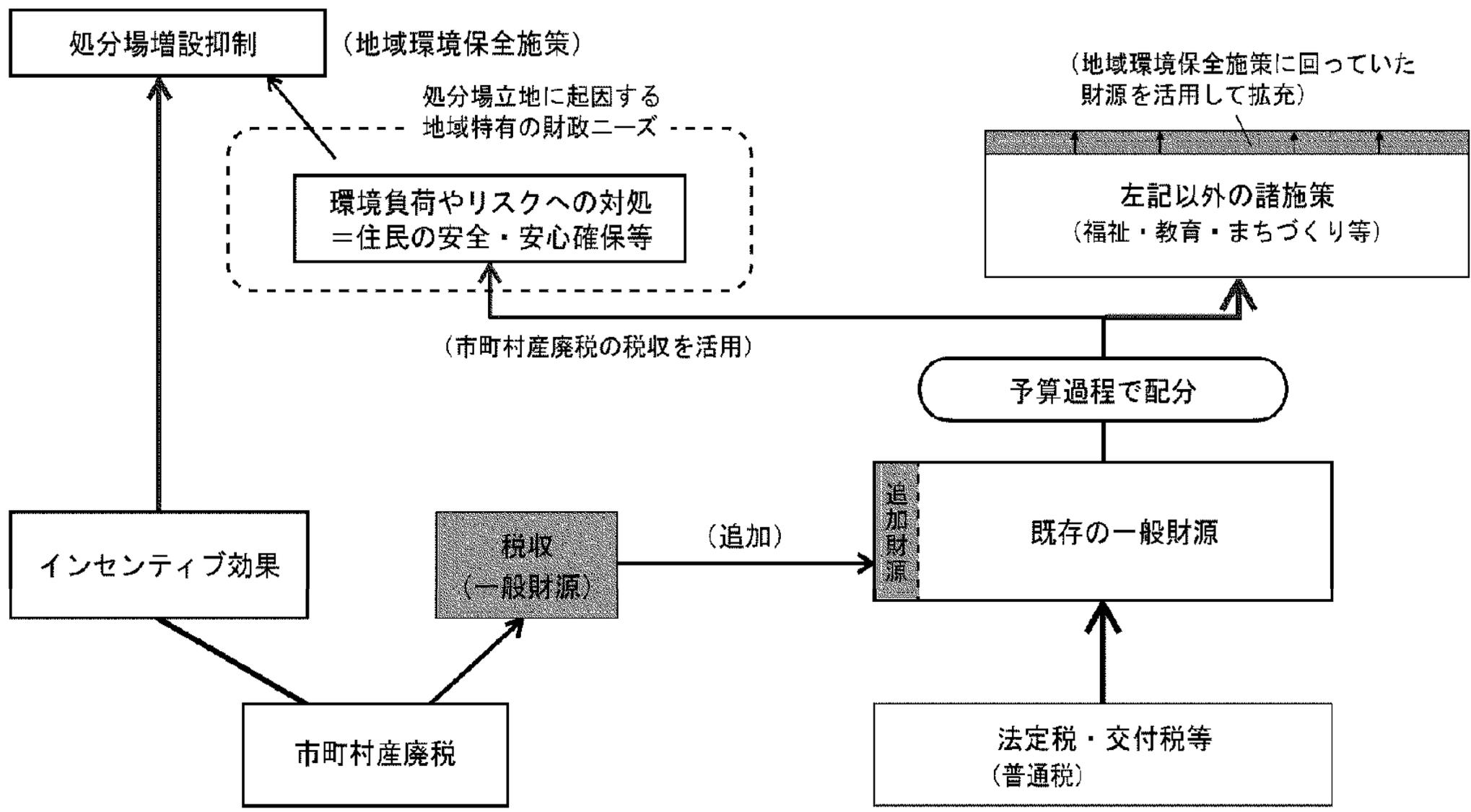
最終処分場に課税し、産業廃棄物の埋立量に応じた課税のほかに、立地する施設そのものの規模に対し課税  
することができないか。



新たな法定外税の用途：

処分場が立地する基礎自治体として生じる様々な問題に対処するなど、市の環境保全のための施策に係る費用に充てることを基本とする。ただし、廃棄物最終処分場に係る地域環境保全施策と通常環境保全施策、**処分場が立地しなければ本来財源を充てられた施策**、さらには他の行政サービスを明確に切り分けて考えることは難しいことから予算策定過程などを通して本市の諸施策にも配分が可能なものとする。

## 2 新たな法定外税のイメージ (例)



# 本資料での議論の内容

## 【一般的な道府県産廃税条例の構成】

### 第1 課税の根拠

→ 普通税か目的税か。目的なども規定

### 第2 定義規定

### 第3 納税義務者

### 第4 課税標準

→ 道府県産廃税一般では、最終処分場に埋立処分のために搬入される産業廃棄物の重量とされる。

### 第5 税率

→ 道府県産廃税一般では、1トンにつき、1,000円とされる。

### 第6 賦課徴収方法

申告納付又は特別徴収

### 第7 減免

## 【考えられる主な論点】

### 1 税導入の必要性

### 2 用途

### 3 課税物件（課税客体）

課税の対象とされる物・行為又は事実

### 4 課税標準

課税物件を具体的に数量や金額で示したもの

### 5 納税義務者

### 6 税率

### 7 徴収方法

### 8 非課税事項

### 9 課税の対象期間

### 10 骨子案

### 11 最終案

### 3 税区分（法定外普通税とする考え方）

特定の財源が特定の用途と結びつけられると、既得権化や非効率な支出につながりかねない  
⇒ 原則として、普通税 （ノンアフェクタション原則）

【柏崎市の使用済み核燃料税について】当初、原因者負担的な性格の税として制度設計したうえで、納税義務者が結果的に一社になることについて、「**目的税の方が説明しやすく、理解が得られやすい**」としたが、その後目的税から普通税に変更している。

#### 【法定外目的税の意義】

「住民の受益（原因）と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにもつながる」  
⇒ 納税者としては、用途が明確にされることにより、負担に対する納得感を得やすくなる。

しかしながら

- ・ 受益（最終処分業者の受益・原因とは何か）と負担の関係を厳密かつ合理的に説明することは難しい
- ・ 特定納税義務者の場合、当該者から課税されることについて納得・合意を得ることは通常困難である。

納得を得る努力は必要である

- ・ 特に法定外目的税とする理由がない
- ・ 法定外普通税としたうえで、その用途については予算策定プロセス（首長、議会それぞれ）によるチェックを受ければよいのではないか。

市の環境保全のための施策に係る費用に充てることを基本とする

本市の場合は、特に法定外目的税とする理由がないと考えられることから、  
条例上用途を明記しない**法定外普通税として**制度を設計していくのが適当である。